

8 路外駐車場の設置について

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	駐車場法	担当課 担当係	県土利用政策課 都市計画係 0742-27-7520
制度の概要	都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とし技術基準を定めている		
目 的	一般利用者の利便性、保護（駐車料金の適正化、保管責任の明確化等）を図り、行政機関が路外駐車場の設置について把握することを目的とする。		
対 象 地 域	都市計画区域		
規 制 内 容	都市計画区域内において、自動車の駐車場の用に供する部分（駐車マス面積の合計）が500m²以上で、駐車料金を徴収する路外駐車場（平面（青空）駐車場または建築物として、路面外に設置される一般公共の用に供される駐車場）を設置する場合、その位置・規模・構造・設備その他必要な事項について設置する市町村に届けなければなりません。 詳しくは、各市町村担当課へお問い合わせ下さい。 路外駐車場とは 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。		
許 可 等 の 基 準	路外駐車場のうち自動車の駐車のために供する部分の面積が500m ² 以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令がある場合はそれらの法令の規定によるほか、駐車場法施行令に定める技術基準によらなければならない。		